

貸切バスの運賃・料金の見直しについて、国土交通省から再度周知依頼がありましたのでお知らせします。前回同様、教育現場で利用される貸切バスの安全確保のため、「貸切バス選定・利用ガイドライン」も再度周知します。

事 務 連 絡

令和 5 年 1 0 月 1 8 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課

各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課

附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 担 当 課

構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項 の 認 定 を

御中

受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 学 校 設 置 会 社 担 当 課

各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課

各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 ・ 中 核 市 認 定 こ ど も 園 主 管 課

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局

男 女 共 同 参 画 共 生 社 会 学 習 ・ 安 全 課

貸切バスの運賃・料金の見直しに係る周知について（再依頼）

このたび、国土交通省より別紙のとおり、標記の件について再度周知依頼がありましたのでお知らせします。

本年 10 月 1 日より、順次新たな運賃・料金制度が適用されることになり、「貸切バスの運賃・料金の見直しに係る周知について（依頼）」（令和 5 年 8 月 29 日付け事務連絡）により周知をお願いしていたところですが、学校行事（部活動等の課外活動を含む。）として行われる旅行に係る経過措置を適用することができる以下の条件

① 学校側と旅行者との間で令和 5 年 9 月 30 日までに合意すること

② 令和 7 年 3 月 31 日までに実施されること

③ 貸切バス事業者が従前の運賃・料金を適用することを了承すること

を明示していなかったため、貸切バス事業者と旅行者・学校側が協議する場面において混乱が生じているという指摘があったことから再度周知を依頼するものです。

また、安全な貸切バスを選定・利用する際のポイントを示した[「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」](#)についても、改めて周知しますので貸切バスを選定・利用する際に御活用ください。

以上のことについて、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人及び学校に対し、各国立大学担当課におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におか

れては所轄の学校設置会社及び学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の幼保連携型認定こども園に対して周知をお願いいたします。

**【本件担当】**

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係  
電話：03-5253-4111（内線 2695）  
E-mail：anzen@mext.go.jp

事務連絡  
令和5年10月17日

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課 御中

国土交通省自動車局旅客課

貸切バスの運賃・料金の見直しに係る周知について（補足）

本年10月以降の貸切バスの新たな運賃・料金の適用（以下、「新運賃等」という。）については、「貸切バスの運賃・料金見直しに係る周知について（依頼）」（令和5年8月23日付事務連絡、以下「周知依頼」という。）により周知をお願いしたところですが、以下のとおり補足いたします。

学校行事（部活動等の課外活動を含む。）として行われる旅行については、催行の1年以上前からその時点での運賃・料金を前提として保護者による費用の積立が行われているといった特殊性に鑑み、新運賃等の実施日以後、令和7年3月31日までに実施される学校行事等にかかる旅行のバスの手配については、令和5年9月30日までに学校側と旅行業者との間で旅行を催行する旨の合意がなされる場合において、貸切バス事業者と旅行業者との間での契約が本年10月1日以降になったとしても、貸切バス事業者が当該旅行にかかる運送について従前の運賃・料金を適用することを了承した場合には、従前の運賃・料金による額が経過措置として適用されることとなっております。

先般の周知依頼においては、上記経過措置を適用することができる以下の条件

- ①学校側と旅行業者との間での令和5年9月30日までに合意すること
- ②令和7年3月31日までに実施されること
- ③貸切バス事業者が従前の運賃・料金を適用することを了承すること

を明示していなかったため、貸切バス事業者と旅行業者・学校側が協議する場面において混乱が生じているという指摘がありました。

つきましては、全国の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等に対して上記経過措置の詳細を改めて周知いただきますようお願いいたします。